

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条の規定に基づき、監査を執行した
たので、同条第九項の規定により、その結果を別冊のとおり公表する。

令和六年十二月十九日

広島県監査委員

小林秀矩

同 山下智之

同 門前智

同 三田利江子